

川越市 パートナーシップ 宣誓制度 ファミリーシップ

ご利用の手引き（第4版）



川越市マスコットキャラクター ときも

川 越 市



目 次



1	川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	…	1
2	宣誓をすることができる方	…	1
3	ファミリーシップについて	…	2
4	宣誓に必要な書類	…	3
5	宣誓の流れ	…	4
6	川越市への転入を予定している場合	…	5
7	宣誓書受領証等	…	6
8	通称の使用	…	6
9	宣誓後の各種手続き	…	7
10	自治体間の連携	…	8
11	よくあるご質問	…	11
	【参考1】近親者の範囲	…	12
	【参考2】本人確認書類	…	13
	【参考3】協定自治体一覧	…	13



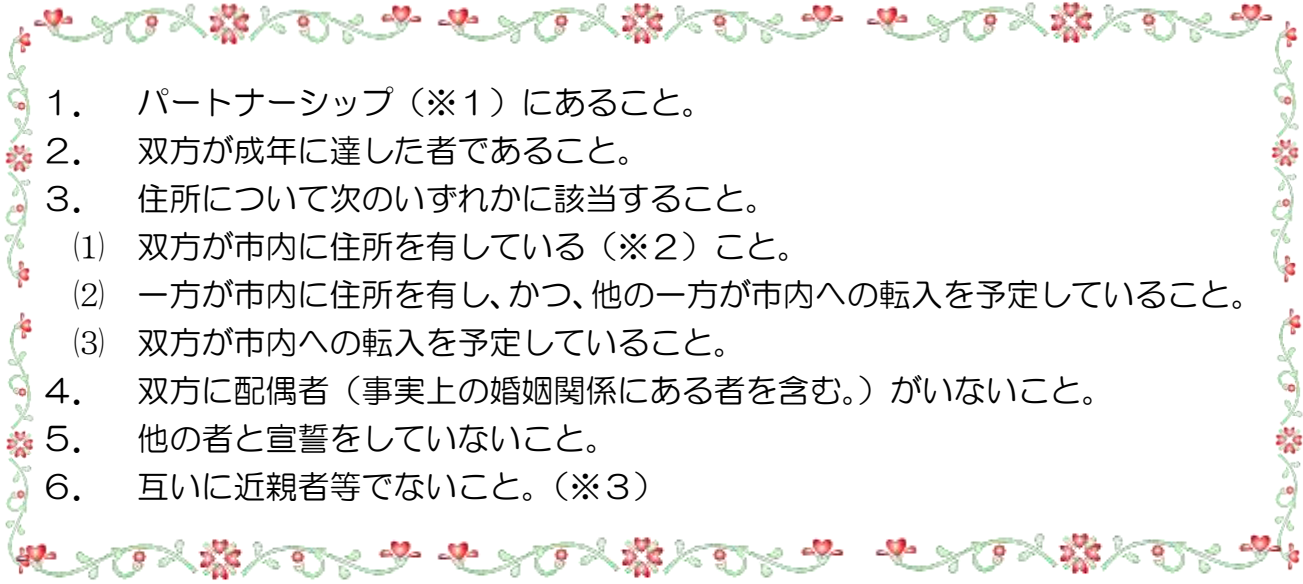
1 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

川越市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指しています。

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者であるお二人からのパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に対し、市がその宣誓の事実を公的に証明するものです。

2 宣誓をすることができる方

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用するには、宣誓をしようとするお二人が、以下の項目をすべて満たしていることが必要です。

- 
1. パートナーシップ（※1）にあること。
 2. 双方が成年に達した者であること。
 3. 住所について次のいずれかに該当すること。
 - (1) 双方が市内に住所を有している（※2）こと。
 - (2) 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - (3) 双方が市内への転入を予定していること。
 4. 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと。
 5. 他の者と宣誓をしていないこと。
 6. 互いに近親者等でないこと。（※3）

※1 「パートナーシップ」とは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人の者の社会生活関係をいいます。（川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号）

※2 「市内に住所を有している」とは

川越市に居住し、かつ、住民登録を有していることをいいます。同居は要しません。

※3 「互いに近親者等でないこと」とは

民法第734条から第736条に定められている婚姻できない関係（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）にある場合は宣誓できません。ただし、養子縁組をしている、又はしていた場合を除きます。詳しくは12ページをご覧ください。

3 ファミリーシップについて

ファミリーシップ（※）にある方がご一緒の場合、宣誓をした方に交付する宣誓書受領証等に、ファミリーシップにある方の氏名を記載することができます。

※ 「ファミリーシップ」とは

パートナーシップにある者が、その双方又はいずれか一方と生計を同じくする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者と、家族として協力しあう関係をいいます。（要綱第2条第2号）

ファミリーシップにおける注意点

（1）ファミリーシップにある方の住所

- 施設に入所している等の事情も考えられるため、ファミリーシップにある方は、川越市内に住所を有していることも、パートナーシップにある方と同居していることも、必須ではありません。

ただし、パートナーシップにある方の双方又はいずれか一方と、生計同一であることは必要です。

※ パートナーシップにある方（宣誓をしようとする方）の住所については、1ページをご覧ください。

（2）ファミリーシップにある方の宣誓当日の手続

- 宣誓は、パートナーシップにある方が行いますので、ファミリーシップにある方が宣誓当日に来庁して、宣誓書に署名する必要はありません。
（署名を希望する場合は、予約の際にお申し付けください。）

（3）その他

- 宣誓書受領証等にファミリーシップにある方の氏名を記載しようとする場合には、あらかじめ丁寧に説明していただくようお願いいたします。
- 宣誓書受領証等に記載したファミリーシップにある方の氏名について、市が仲裁等の関与を行うことは一切ありません。

4 宣誓に必要な書類

パートナーシップにある方

(1) 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- 宣誓書は、男女共同参画課に用意しております。
宣誓時に、お二人に記入していただきますので、事前に用意する必要はありません。

(2) 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

- 本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です。
- 同一世帯の場合は、1通にまとめていただいて構いません。
- 宣誓時点で川越市に転入予定の方は、市内転入後に提出してください。
転入後の手続きについては、5ページをご覧ください。

(3) 婚姻していないことを証明する書類（発行から3か月以内のもの）

- 個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書をご用意ください。
これらは、本籍地の市区町村からお取り寄せいただく必要があります。
- 同一戸籍の場合は、1通にまとめていただいて構いません。
- 外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書とその日本語訳をご用意ください。

(4) 本人確認書類

- 本人確認書類については、13ページをご覧ください。



ファミリーシップにある方

パートナーシップにある方との関係性を確認できる、以下の書類をご用意ください。
同居か別居かで、必要書類が異なりますので、ご注意ください。

【必要書類】

同居	☐ ファミリーシップにある方の個人事項証明書（戸籍抄本） ☐ ファミリーシップにある方の住民票の写し
別居	☐ ファミリーシップにある方の個人事項証明書（戸籍抄本） ☐ パートナーシップにある方と生計同一であると確認できる書類の写し ⇒ ファミリーシップにある方の健康保険証の写し等（詳しくはご相談ください。）

※個人事項証明書、住民票の写しについては、パートナーシップにある方と同一世帯もしくは同一戸籍であれば、1通にまとめていただいて構いません。

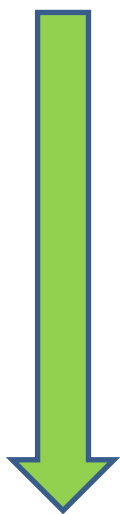
5 宣誓の流れ

宣誓要件の確認・必要書類の準備



- ・ 宣誓をすることができる方の要件は1ページ
- ・ ファミリーシップにある方については2ページ
- ・ 宣誓に必要な書類は3ページ

日程調整（事前予約）



事前に男女共同参画課までご連絡ください。
宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。
ご予約は、宣誓を希望する日の5営業日前までにお願いします。

【連絡先】

川越市市民部男女共同参画課

電 話：049-224-5723

F A X：049-224-6705

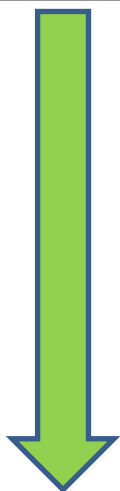
メール：danjokyodo★city.kawagoe.lg.jp

（メールの際は、★を@に変えてください。）

電子申請：上記の二次元バーコードから



宣 誓



本人確認を行い、市職員立ち合いのもとで宣誓書を記入します。予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、必ずお二人そろってお越しください。

プライバシー保護のため、個室で対応いたします。

※ 対応時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
午前9時～午後5時

【一方または双方が市内転入予定の場合】

宣誓を行った後の手続きは5ページへ

交 付



書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、即日発行いたします。

なお、内容確認などでお時間をいただく場合もありますので、ご了承ください。

6 川越市への転入を予定している場合

パートナーシップにある方の双方又はいずれか一方が、川越市に転入を予定している場合でも、宣誓をすることができます。

この場合には、「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受付票（様式第4号）」を発行しますので、3か月以内に川越市に転入して住民票の写しを提出してください。

本人確認を行い、宣誓書受領証等を交付します。

【転入前】

宣誓を行うまでの流れは、4ページと同じです。
宣誓時に「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受付票（様式第4号）」を発行します。この受付票の有効期間は3か月です。



宣誓から3か月以内に、川越市に転入



【転入後】

日程調整（事前予約）



以下の必要書類を持参のうえ、宣誓者本人（お一人でも可）がお越しください。

住民票の提出・受領証等の交付

【必要書類】

宣誓時	☐ 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号） ☐ 住民票の写し（市内在住者のみ） ☐ 婚姻していないことを証明する書類 ☐ 本人確認書類
転入後	☐ 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受付票（様式第4号） ☐ 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第6号） ☐ 住民票の写し（転入者のみ） ☐ 本人確認書類（来庁者のみ）

※ 宣誓書受領証等に、ファミリーシップにある方の氏名を記載する場合は、3ページを参照うえ、必要書類をご用意ください。

7 宣誓書受領証等

すべての要件を満たしていることを確認した後、「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号）」及び「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）」をお二人にそれぞれ1部ずつ交付します。

様式第2号（第7条関係）（表面）

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

【宣誓者】

____ 様 ____ 様

【ファミリーシップにある者】

____ 様 ____ 様

川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する条例の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日： ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 年 ____ 月 ____ 日

川越市長 ○○ ○○



（注）受領証はA4サイズです。

（表）

川越市 パートナーシップ
ファミリーシップ 宣誓書受領カード

川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する条例の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 パートナー

____ 様 ____ 様

第 ____ 号

____ 年 ____ 月 ____ 日

川 越 市 長 印



（裏）

このカードに記載された方々は、人生のパートナーや家族として協力し合う関係であると市に宣誓しています。

カードの提示を受けた市民や事業者の皆様には、パートナーシップ・ファミリーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

【戸籍上の氏名（通称を使用している場合）】

本人：____ パートナー：____

【ファミリーシップにある者】

____ 様 ____ 様

特記事項 _____

（注）受領カードは免許証サイズです。

8 通称の使用

市長が特に必要と認める場合は、宣誓書等に氏名と併せて、通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいいます。）を記載することができます。その場合には、宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

（通称の確認方法）

社会生活上、日常的に使用していることが分かる書類をご提示ください。

（例）学生証、法人が発行した身分証明書、郵便物や公共料金の領収書など

（注）通称には、性別違和の方が使用している自認する性に合った名や、外国籍の方が使用している日本名などが該当します。

9 宣誓後の各種手続き

宣誓書受領証等の再交付

紛失・き損等の事情がある場合、宣誓書受領証等の再交付ができます。

(注1) 宣誓時にお渡しした宣誓書受領証等に有効期限はありません。

(注2) 宣誓書受領証等を紛失して、新しいものを再交付された後に、紛失した宣誓書受領証等を発見した場合には、発見したもの（古い方）を返還してください。

宣誓事項の変更

次の場合には、宣誓事項の変更が必要になります。

- (1) 宣誓時の住所に変更があったとき。
- (2) 氏名・通称が変わったとき。
- (3) 届出時に通称の使用を希望しなかったが、通称の使用を希望するとき。
- (4) 宣誓後に、ファミリーシップにある方の氏名を追加・削除するとき。

(注1) (1) は、主に、宣誓時点で川越市に転入を予定している場合で、宣誓から3か月以内に川越市に転入した場合に使用します。(手続きの流れは5ページをご覧ください。)

(注2) (2)～(4) の場合には、すでに交付した宣誓書受領証等を返還していただき、氏名・通称を変更したものを、新たに交付します。

宣誓書受領証等の返還

次の場合には、宣誓書受領証等を返還してください。

- (1) 一方又は双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) パートナーが死亡したとき。
- (3) 市が規定する要件を満たさなくなったとき。(※)

※ 市が規定する要件については、1ページ「2 宣誓をすることができる方」をご覧ください。

また、パートナーシップ関係の解消について、市が仲裁等の関与を行うことは一切ありません。

!!! 注意 !!!

次のことが判明したときは宣誓書受領証等を無効とし、返還を求めます。

また、無効となった交付番号（受領証ごとに付与された番号をいいます。）を市のホームページで公表する場合があります。（要綱第11条参照。）

- ・虚偽その他不正な方法により受領証等の交付を受けたとき、又は受領証等を不正に使用したとき。
- ・一方が死亡したとき。
- ・市が規定する要件を満たさなくなったとき。

10 自治体間の連携

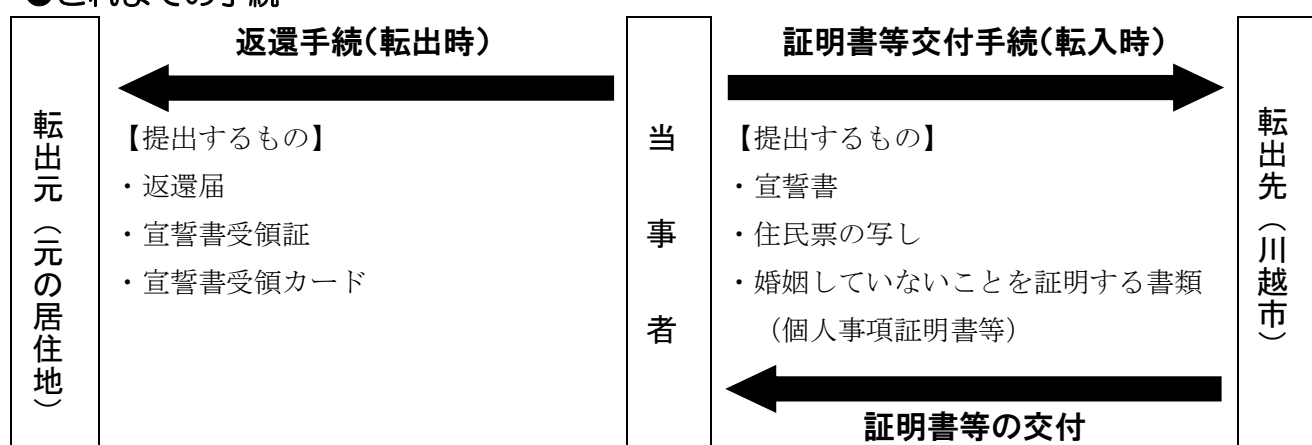
令和6年4月12日に、埼玉県内のパートナーシップ制度を実施する62自治体で、「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結しました。また、令和6年11月1日に、大阪府主導のパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへ加入しました。

これにより、連携する自治体間であれば、転入・転出後も、各自治体が定める簡易な手続でパートナーシップ制度を継続して利用することができます。

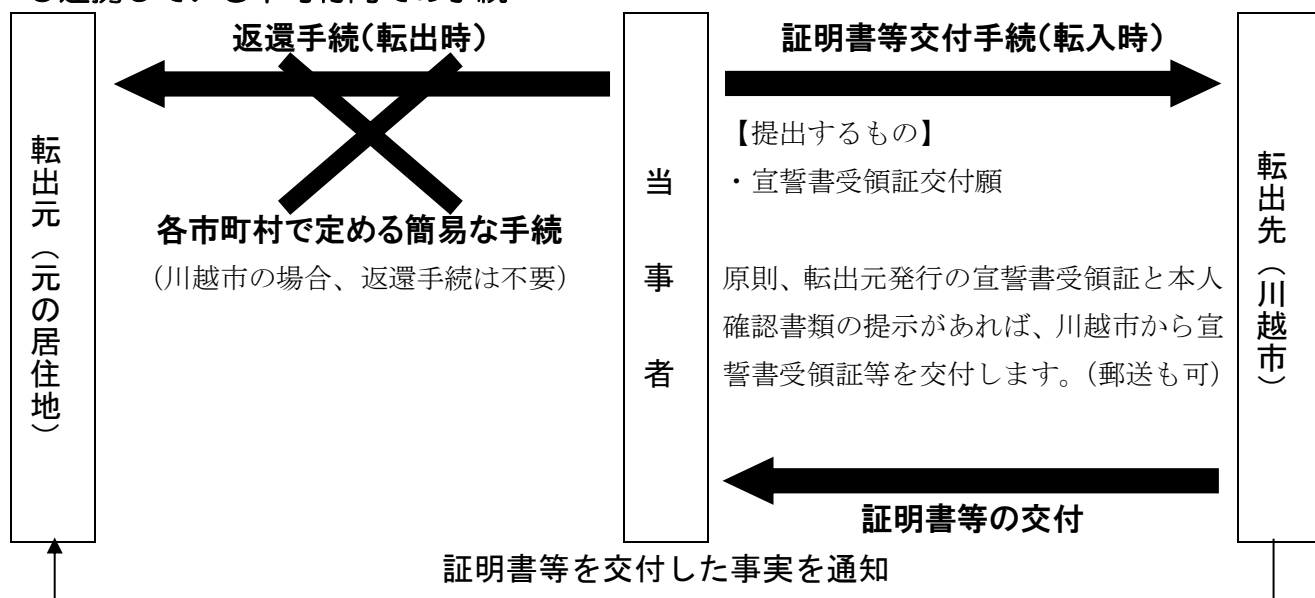
※連携している自治体については、13・14ページをご覧ください。

川越市での自治体間連携による負担軽減のイメージ

●これまでの手続



●連携している市町村間での手続



(注) パートナーシップ制度は各自治体が独自に定めるもので、自治体間連携によって、制度の要件や手続が統一されるものではありません。

転入・転出の際には、必ず事前に当該自治体の制度内容をご確認ください。

川越市で宣誓した方が、連携している自治体に転出する場合

- 川越市に宣誓書受領証等を返還する必要はありません。
- 転出先自治体で、新たな宣誓書受領証等を受け取ってください。
その手続や必要書類については、各自治体のホームページ等でご確認ください。

連携している自治体で宣誓した方が、川越市に転入する場合

- 来庁のほか、郵送で宣誓書受領証等を申請する方法があります。
- 前の自治体で宣誓していることを考慮し、川越市で新たに宣誓書受領証等を受け取る際の必要書類を一部省略できます。

来庁して手続きする場合の手順・必要書類

(1) 予約

- 川越市に転入後、手続に来庁する日時をご予約ください。(5営業日前まで)
- 来庁するのは、お一人でも構いません。

【連絡先】 川越市市民部男女共同参画課
電 話：049-224-5723
FAX：049-224-6705
メール：danjokyodo★city.kawagoe.lg.jp
(メールの際は、★を@に変えてください。)
電子申請：右の二次元バーコードから



(注) この二次元バーコードは、自治体間連携を利用する場合の手続きです。4ページの二次元バーコードから行う手続き(宣誓の予約)とは異なりますのでご注意ください。

(2) 手続当日

- 書類に不足がなければ、宣誓書受領証等は、原則として即日お渡しいたします。
川越市から宣誓書受領証等を交付した旨を前の自治体に通知しますので、ご自身で転出したことを連絡する必要はありません。

【来庁して手続する場合の必要書類】

必 須	☐ 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付願(窓口にあります。) ☐ 転出元(元の居住地)が発行した証明書等 ☐ 本人確認書類
省 略 可	☐ 住民票の写し ☐ ファミリーシップにある方との関係性が確認できる書類 ※ 省略できる場合については、10ページの注意点をご覧ください。

郵送で手続きする場合の手順・必要書類

(1) 必要書類の準備・郵送

- 川越市ホームページから、「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等交付願」をダウンロードし、必要事項を記入して郵送してください。

(2) 宣誓書受領証等の返送

- 書類が確認できれば、原則として、普通郵便でお送りします。
書留郵便等をご希望の場合は、ご相談ください。（郵送料は自己負担）
- 川越市から宣誓書受領証等を交付した旨を前の自治体に通知しますので、ご自身で転出したことを連絡する必要はありません。

【 郵送で手続する場合の必要書類 】

必 須	☐ 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付願（ダウンロード） ☐ 転出元（元の居住地）が発効した証明書等（二人分、原本を郵送） ☐ 本人確認書類（二人分、写しを郵送）
省 略 可	☐ 住民票の写し ☐ ファミリーシップにある方との関係性が確認できる書類 ※ 省略できる場合については、以下の注意点をご覧ください。

自治体間の連携における注意点

(1) 自治体間の連携をご利用いただくために、以下の点についてご了承ください。

必要に応じて転出元（元の居住地）の自治体に、パートナーシップの継続を確認する場合があります。

また、川越市から宣誓書受領証等を交付したことを、転出元の自治体に通知します。

(2) 連携している自治体が発行した証明書等の取扱い

必要書類として、原本をお預かりします。返却できませんのでご了承ください。

(3) 住民票の写しを省略できる場合

市が住民基本台帳を確認することにご了承いただける場合に、省略できます。

(4) ファミリーシップにある方との関係性が確認できる書類が省略できる場合

転出元で、ファミリーシップにある方を含めて宣誓している場合は不要です。

川越市に転入する際に、新たにファミリーシップにある方を加えたい場合は、新たに加わる方に関する書類をご用意ください。（必要書類は3ページをご覧ください。）

12 よくあるご質問

Q1 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料は負担していただく必要があります。

Q2 宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は川越市独自の制度であり、宣誓をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票には記載されません。

Q3 代理や郵送での宣誓はできますか？

職員の面前で、本人確認のうえ、宣誓書に記入していただく必要がありますので、代理や郵送での申請はできません。ただし、ご自分で記入が難しい場合は、代筆が可能です。（連携している自治体から転入する場合は、郵送でお手続きできます。10ページ参照）

Q4 「成年に達した者」とは何歳以上ですか？

18歳以上です。（令和4年4月1日以降、民法改正による。）

Q5 宣誓できるのは、同性のパートナーだけですか？

双方又はいずれか一方が性的少数者であれば、性別にかかわらず宣誓できます。

Q6 婚姻制度との違いは何ですか？

婚姻は民法に基づく制度で、法的な権利や義務を伴います。一方、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、「川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくもので、法的な効力はありません。

Q7 法的効力がないのに実施する理由は何ですか？

法律上の夫婦と同様に人生のパートナーとして生活しながらも、その関係性を証明する手段が乏しい性的少数者カップルの宣誓の事実を公的に証明し、生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するために実施するものです。

まずはこの制度をきっかけに、性の多様性についての理解が進み、性的指向や性自認による差別をなくすための取り組みを継続していきます。

Q8 宣誓書受領証等の交付を受けると、どのようなメリットがありますか？

宣誓書受領証は、お二人の宣誓の事実を公的に証明するものであり、法的効力はありませんが、制度の認知や性の多様性への理解が進むことで、市のサービスや民間企業のサービス等で可能な手続きが増えていくものと考えています。

すでに、民間企業においては、家族と同等の取り扱いのサービスを提供している場合がありますのでサービス実施企業にお問い合わせください。

Q9 両親や友人にもカミングアウトしていません、宣誓できますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、個室で対応します。

周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓していただけます。

Q10 市で利用できる行政サービスはありますか？

川越市の市営住宅に、入居の申込みができます。

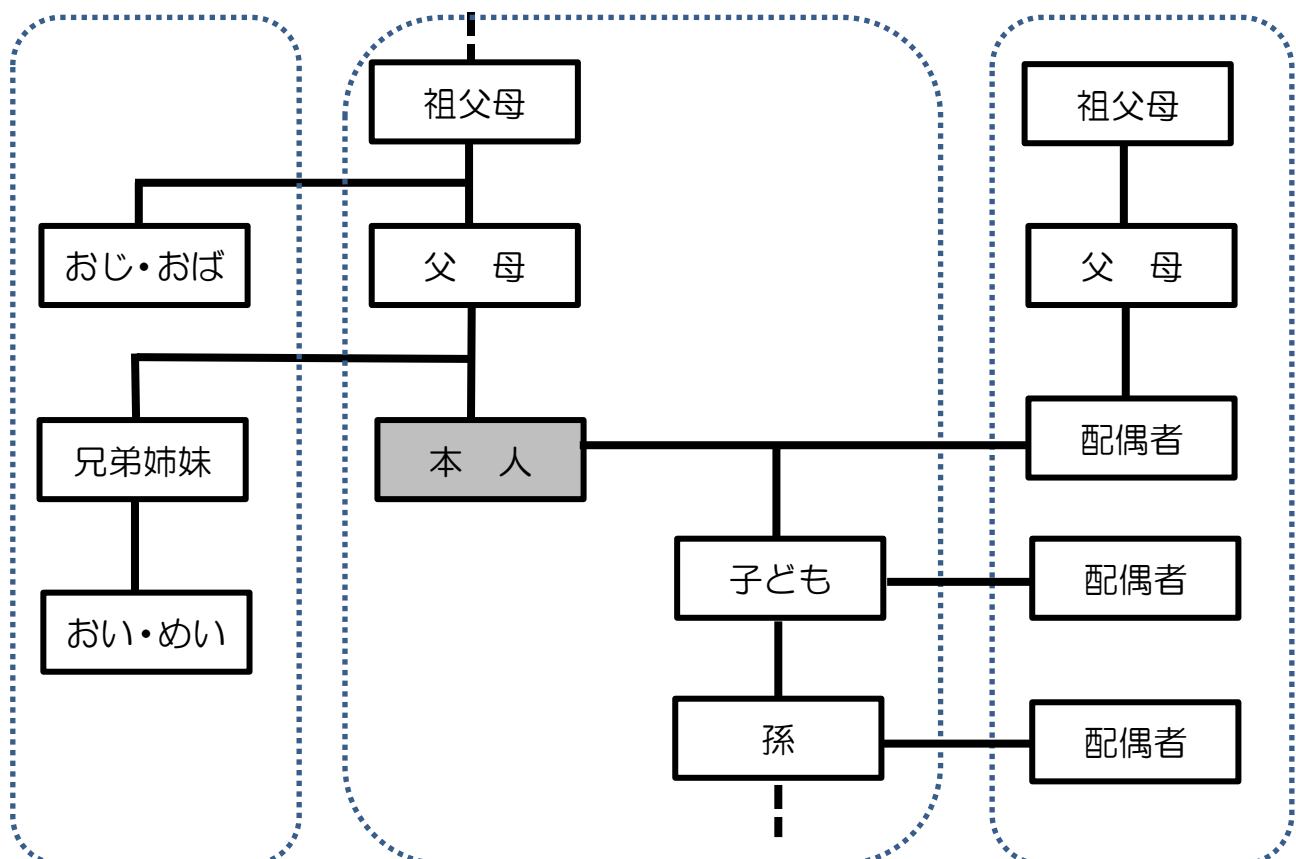
【参考1】 近親者の範囲

パートナーシップの宣誓ができない「近親者」とは、次の場合です。

《3親等内の傍系血族》

《直系血族》

《直系姻族》



【参考2】 本人確認書類

宣誓時、宣誓書受領証等の交付及び再交付の際に本人確認を行います。以下の書類を提示していただきますので、当日ご持参ください。（写しはいただきません）

（本人確認の具体的な証明の例）

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート） ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 電気工事士免状 ・ 宅地建物取引士証 ・ 教習資格認定証 ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード など	・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・ 共済組合員証 ・ 国民年金手帳 ・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・ 共済年金又は恩給の証書 ・ 学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの…（※） ・ 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの…（※） など

（注）「（※）」の書類のみが2枚以上あっても、本人確認はできません。必ず上段にある書類と組み合わせてご提示ください。

詳細は、出典：法務省「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上ルールになりました」をご参照ください。（URL：<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>）

【参考3】 埼玉県協定自治体一覧（全62市町村：令和6年4月12日時点）

さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

【参考４】埼玉県外の連携ネットワーク自治体一覧（令和６年１１月１日時点）

１６９自治体（１９府県 １５０市町）

※埼玉県はP１３【参考３】の網掛けの市町が加入

青森ブロック	青森県
秋田ブロック	秋田県 湯上市
山形ブロック	山形県
茨城ブロック	茨城県
群馬ブロック	群馬県 渋川市 千代田町 大泉町
千葉ブロック	千葉市 流山市
神奈川ブロック	相模原市 横須賀市
新潟ブロック	新潟県 新潟市 長岡市 三条市 新発田市 村上市 上越市 胎内市
富山ブロック	富山県
福井ブロック	福井県 福井市 敦賀市 小浜市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市
岐阜ブロック	岐阜県 関市 海津市
愛知ブロック	愛知県 名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 豊田市 西尾市 蒲郡市 犬山市 江南市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 豊明市 日進市 田原市 清須市 豊山町 大口町 扶桑町 東浦町 武豊町 幸田町
三重ブロック	三重県 いなべ市 伊賀市 明和町
滋賀ブロック	滋賀県 長浜市 近江八幡市 草津市 甲賀市 米原市
京都ブロック	京都市 福知山市 綾部市 亀岡市 向日市 長岡京市 南丹市 木津川市 大山崎町
大阪ブロック	大阪府 大阪市 堺市 池田市 吹田市 貝塚市 枚方市 茨木市 泉佐野市 富田林市 松原市 大東市
兵庫ブロック	兵庫県 神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 伊丹市 加古川市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 三田市 加西市 丹波篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 たつの市 猪名川町 播磨町
奈良ブロック	奈良県 大和郡山市 天理市 生駒市 平群町 斑鳩町 川西町
和歌山ブロック	和歌山県 橋本市 新宮市 那智勝浦町 串本町
岡山ブロック	笠岡市
福岡ブロック	福岡県 北九州市 福岡市 直方市 田川市 古賀市 福津市 粕屋町 香春町 苅田町
佐賀ブロック	佐賀県 唐津市 上峰町
熊本ブロック	熊本市 菊池市
大分ブロック	大分県 日田市 豊後大野市

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ご利用の手引き
(第4版)

令和6年11月発行

川越市 市民部 男女共同参画課

TEL：049-224-5723

FAX：049-224-6705

E-mail：danjokyodo★city.kawagoe.lg.jp

(メールの際は、★を@に変えてください。)